

**地方公務員  
制度調査  
研究会報告**  
(平成11年4月27日)

地方公務員制度を地方自治を支える人事制度にふさわしいあり方に改革

- ・公益法人等への職員派遣 →公益法人等派遣法制定(平成12年度)
- ・任用形態の多様化→任期付研究員法の制定(平成12年度)  
任期付職員法の制定(平成14年度)
- 修学部分休業制度等導入、短時間勤務職員制度の創設(平成16年度)
- ・年功序列から能力・業績重視へ
- ・政策形成能力の開発
- ・人事行政機関の充実  
→事務権限の追加等人事委員会・公平委員会の機能を充実(平成16年度)

**行政改革大綱**  
(平成12年12月1日  
閣議決定)

公務員に対する国民の厳しい批判(組織への安住、押し付け型の天下り、国民への過度の介入、前例主義、サービス意識の欠如等)に正面から応える一方、身分保障に安住することのないよう、公務員がもてる能力を最大限に発揮し、強い使命感を持って国・地方が抱える内外の諸課題に挑戦することにより、公務員に対する国民の信頼を確保するため、公務員制度の抜本的改革を行う

**公務員制度  
改革大綱**  
(平成13年12月25日  
閣議決定)

地方公務員制度においても、能力本位で適材適所の任用や能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇を実現するとともに、地方分権に対応して政策形成能力の充実等を図るための計画的な人材育成、民間からの人材を始め多様な人材の確保等に取り組むなど、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員制度の改革に準じ、所要の改革を行う

**今後の行政改革  
の方針**  
(平成16年12月24日  
閣議決定)

地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績主義の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における取組を推進する  
→ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(いわゆる「行革推進法」)(平成18年度)

第63条第1号 能力及び実績に基づく人事管理、退職管理の適正化並びにこれらに関連する事項について、できるだけ早期にその具体化のため必要な措置を講ずること

**地方公務員法  
改正**

- ◎能力・実績主義の人事管理
- ◎再就職管理の適正化

# 地方公務員制度の改革について

国家公務員制度の改革の内容、地方の実態等も踏まえつつ、法案提出に向け、早急に詳細を検討

## I 能力・実績主義の人事管理 (P3)

- 能力本位の任用制度の確立
- 新たな人事評価制度の構築
- 分限制度

## II 再就職管理の適正化 (P4)

- 再就職あっせんの規制、現職職員による求職活動の規制
- 退職職員による現職職員への働きかけ等に対する規制
- 罰則の整備
- 監視体制の整備

※ 労働基本権については、行政改革推進本部専門調査会で検討中であり、引き続き、同調査会の審議に協力

# I 能力・実績主義の人事管理

以下のような基本的な方針の下、詳細について検討中

## 1. 能力本位の任用制度の確立

- 採用、昇任、降任及び転任の定義を明確化
- 職員の採用、昇任、降任及び転任は、職員の人事評価その他の能力の実証によるものとする
- 職階制は廃止
- 職制上の段階の標準的な職とその職に必要な標準職務遂行能力を明らかに

## 2. 新たな人事評価制度の構築

- 職員の人事評価  
「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義
- 職員の人事評価は、公正に行われなければならないこととする
- 人事評価の基準及び方法に関する事項等を明らかに

## 3. 分限制度

- 分限事由の一つである「勤務実績が良くない場合」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合」に改める

## Ⅱ 再就職管理の適正化

以下のような基本的な方針の下、詳細について検討中

### 1. 再就職あっせんの規制、現職職員による求職活動の規制

- 各地方公共団体の実態に応じた規制となるよう、国家公務員の措置を踏まえつつ、各地方公共団体において必要な措置を講ずることとするよう規定

### 2. 退職職員による現職職員への働きかけ等に対する規制

- 退職職員による現職職員への働きかけの規制、働きかけを受けた現職職員に対する届出の義務付けについては、国家公務員における規定に相当する規定を設ける

### 3. 罰則の整備

- 以下の行為等について、国家公務員と同様、地方公務員についても刑罰を科す
  - ・ 再就職あっせんに関して行った不正な行為等
  - ・ 現職職員による求職活動に関して行った不正な行為等
  - ・ 退職職員による現職職員への働きかけに関して行った不正な行為等

### 4. 監視体制の整備

- 人事委員会又は公平委員会が、再就職に関する規制違反の調査等を実施